

No	主な意見・質問	回答	担当箇所
1	■農地がカリ過剰状態であると思うが、そのような農地で栽培された飼料用作物(牧草等)を乳用牛に与えることは問題ないのか。	カリ含量が多いほ場で収穫した飼料作物を乳用牛に与えることで、低カルシウム血症や低マグネシウム血症を起こすことがあります。そのため、放射性セシウム施用を行ったほ場については、飼料作物中のカリウム含量を測定する必要があり、その目安は、3%です。カリの吸収量は生産物により異なりますので、カリ施肥にあたっては、何を生産するのかを考慮した上で、施肥量をご検討いただければ幸いです。 なお、土壌や飼料の分析などの支援事業については、町や農林事務所までお問合せ願います。	双葉農業普及所
2	■除染作業により、酒田地区では表土を取り除いて砂を客土した。環境省からは、均一に砂を敷いたと説明を受けたが、実際には不均一な状態である。そのため、収量があがらず、品質も安定しない。緑肥もまともに生育しない農地がある。	現在、県の農業総合センターが町内の除染後水田の地力解析試験を実施していますので、調査結果等を基にどのような地力回復対策が出来るか検討します。なお、緑肥については、湿害に弱いものがあるほか、マメ科緑肥では適した根粒菌が欠乏していると十分に生育できないことがありますので、個別にご相談ください。	農政係
3	■棚塩地区内の用水路のトンネル崩落により、用水が不通状態になっている。R4年8月頃の説明では今冬～来春に工事との事だった。来作に向けた通水及び通水量は大丈夫か。	掃部関用水路の隧道区間(トンネル)の復旧工事については、東北農政局(国)が主体となって対応しています。 調査の結果、隧道内の水路を活用して本格復旧し、引き続き農業用水を供給した場合には、再度の崩落を招くおそれがあるとの説明を受けています。 令和4年度内の本格復旧工事は困難であることから、隣接する町道に埋設管を設置する方針とのことです。 なお、令和5年4月からの通水については、隧道区間を応急復旧し、対応する予定との説明を受け手います。 また、復旧方針については、幾世橋3区長を含め、関係する地元営農者に東北農政局から説明しています。	農林水産係
4	■棚塩ELから海側の農地(約30ha)はどのような復元を計画しているのか。この地区では、現在水量が不足しており、30haに拡大した場合には、ブロックローテーションで1/4は大豆栽培となる。	農業的活用が考えられますが、(例えば、復興牧場の牧草地など)具体的なことは今後検討していきます。	農政係
5	■飼料米「にじのきらめき」は多収量品種に該当するののか。	飼料用米の多収品種には都道府県による特認もありますが、必要な条件として「主食用米としての取扱いが少ないこと」がありますので、「にじのきらめき」は認められにくいと思われます。なお、「にじのきらめき」は耐冷性が「弱」で、やませの常発地帯である相双地域に本当に適しているのかという観点での検討も必要です。	農政係
6	地力回復について、堆肥の施肥量1トン/10aという基準はどこからきているのか。	地力を維持するために必要な牛糞堆肥の施用量について地力を維持するために必要な堆肥量は、腐植消費量、消費する堆肥量から算出されており、一般的に0.63t程度です。 一方、牛糞堆肥に含まれる窒素は、単年度では完全には消費せず、連用すると徐々にほ場に蓄積します。そのため、施用量が多い場合、翌年以降に効き過ぎて過剰生育や病害虫の発生を助長することがあります。 また、窒素の肥効率は様々な条件で変わるため、施用する窒素のうち、堆肥として施用する割合は基本的に上限で30%程度とします。 堆肥の1年間の有効成分量の目安は、コシヒカリと天のつぶの窒素施用量の目安がそれぞれ、6kg/10a、8kg/10aなので、堆肥2t以上の施用は過剰生育等の危険性が高くなります。 以上の理由により、施肥基準では堆肥の施用量を1t/10aとしています。	双葉農業普及所
7	■人・農地プランに沿って、畑地の集積(玉ねぎ)を行っていく上で、販路が確保されていなければ、集積面積拡大も難しい。農作物の販路に関して、情報共有してほしい。	生産している作物に対して「地元スーパー・直売所・飲食店・ネット」販売等のご紹介や過去のご紹介事例の共有は可能ですので、ご希望がありましたら、町、官民合同チームまでご連絡願います。	官民合同チーム
8	■JAの苜蓿CE(カントリーエレベータ)における飼料用米の受け入れを検討してほしい。現在は、棚塩CEを使用し、割高の手数料を払っている。	R4年度時点では浪江町内の水稲作付のかなりの割合を飼料用米が占めており、多収品種の受入も含めて、関係機関と協議したいと考えています。	農政係

9	■生産組合名でリース事業を申請した農業用機械は、法人化することでどうなるのか。	補助事業としては、当初の任意団体と法人が連続している(任意団体と法人の構成員が概ね同じである)ことを説明する必要があります。 また、リースの契約内容によりますが、賃借側がその権利を第三者に譲渡するためには、賃貸側の承諾が必要であると思われます。つきましては、個別にリース会社と町にご相談いただければと思います。	農政係
10	■人手不足の中、生産性を向上するためには、畦畔除去による広い一枚の農地として活用できるようにしたい。意向調査アンケートで畦畔を取り除くことの可否を聴取してほしい。	今後予定しているアンケート等で意向を確認する予定です。	農政係
11	■ピーク対応に人手は必要だが、一定の経験が必要。現状は、1名が耕運・代かき作業を行っており、限界がある。代かき等のほ場準備作業を手伝ってもらうだけで負担が改善される。協力者を掘り起こす活動の支援をお願いしたい。	今後予定しているアンケート等で意向を確認する予定です。	農政係
12	■後進の農業者が浪江町で農業を続けていきたいと思えるような多様な品目に対応した集荷施設を考えてほしい。	必要となる施設については、営農者のご意見などを踏まえながら、必要に応じて検討してまいります。	農政係
13	■道路排水水路が泥で埋まっているので、道路管理者は適切に管理してほしい。	パトロールやご要望により堆積物の除去が必要となった際には、適宜対応していきます。町にご相談ください。	建設課
14	■5年のルールに関して、適用開始時点が不明瞭。基盤整備の着工時期からの5年のカウントが始まるのか。	水田においては、営農計画書により作付開始した時期を把握したいと考えております。転作作物についても間取り等により作付情報の把握に努めていますが、新たに作付する場合は経営所得安定対策の対象になる場合もありますので、ぜひとも農政係までご連絡願います。基盤整備の場合はどのように計上するべきなのかは県などに確認いたします。	双葉農業普及所
15	■通水状況に関して、町の資料では通水済となっているところも末端の水路には水がきていない。この地図を以て5年の水張ルールを適用されると困る。資料の修正を願う。	復旧が完了していない農地はそもそも営農が再開できませんので、5年のカウントを始められないと考えられます。また、営農再開支援事業により管理耕作をしている農地については、管理耕作から5年のカウントの対象になるかどうかは県に確認中です。	農政係
16	■復興牧場由来のたい肥の提供はどのような状態で提供されるのか。	堆肥舎で完熟たい肥するため、散布時に臭くなく、サラサラした状態で提供します。なお、袋詰めでは無くバラ荷姿の提供を予定しており、パレット化の予定はありません。提供時期は、R8を予定しており、具体的な提供方法・単価等に関しては、今後決まり次第お知らせします。	農政係
18	■水張期間の制限は。確認はどのように行うのか。	国の説明では、1か月以上湛水できることが条件となっております。調査は営農計画書と現地確認で考えております。	双葉農業普及所・農業委員会
19	■営農再開支援事業は令和7年度まで継続する見込みで、地区としても令和7年度までは営農再開支援事業を活用し、その後(令和8年から)本格的な再開を検討している。人・農地プラン(地域計画)は令和5～6年度だが、期間と活用事業をどう考えればよいのか。	人・農地プラン(地域計画)の策定は、R6年度までと国が定まっています。策定したプランに基づき、農地の貸し借りを行っていきますが、R7.12月までに福島県農業振興公社を通じて契約した場合には、農地集積協力が交付されます。7年度まで営農再開事業を活用し、8年度から契約した場合には農地集積協力は交付されません。	農政係
20	■保全作業の中で畦畔を壊した(農機が畦畔を横断)場合、再度畦畔を補修し客土しなければならない。こうした畦畔補修に対するほ場・助成措置がないか。	営農再開支援事業では、鳥獣による被害を受けた畦畔補修への支援メニューがありますが、農作業による損壊は対象外です。営農再開が目的の保全作業ですので、今後の営農に支障を来さないように作業をお願いします。	農政係
21	■農地集積する中で、ブロックローテーションは難しい農地もある。基盤整備をしてローテーションに適した農地整備をしていくことも考えとしてあるか。そのようなメニューもあれば良いと思う。また、そうした多機能的な農地づくりにむけて、農政局として国に対し現場意見を踏まえて提案すべきではないか。	可能であればブロックローテーションに取り組んでいただきたい。なお、いただいた意見については、上司に伝えていきたい。	東北農政局
22	■立野地区は、舞台ファームやJAアグリサポートなどが作付け拡大している。説明では官民合同チームは外部法人等の参入支援するとの話だが、既に参入している農家や法人の支援はしないのか。官民合同チームは何を支援してくれるのか。	制度活用時の悩み、農業技術の悩み、地域・集落での営農再開に向けた取組の支援、農地利用の意向確認などお伺いした内容をふまえて、ご要望に応じた支援を無料で行います。	官民合同チーム